

核融合科学研究所研究データ保存・開示規則

制 定 平成27年3月25日 26核研規則第4号
最終改正 平成28年7月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における研究データの保存・開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「研究データ」とは、研究所における研究活動の成果として発表された論文等（自らの研究活動に含まれない解説記事、レビュー論文等は除く。以下「論文等」という。）を作成するにあたって使用した資料（文書、数値データ、画像など）をいう。

(研究データの保存と開示)

第3条 論文等の投稿責任者は、論文等を発表した時は、速やかにその研究データを研究所に提出しなければならない。

2 研究所は、次条で定める保存期間の間、研究データを適切に保存・管理しなければならない。

3 研究所は、研究データの開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究データの保存期間)

第4条 研究所における研究データの種類と論文等発表後の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) ソースプログラム 10年間
- (2) 研究ノート 10年間
- (3) オリジナル写真 10年間
- (4) LHDオリジナルデータ 永久保存
- (5) 前号以外のオリジナルデータ 10年間

2 前項に該当しない研究データの保存を行う場合は、保存期間を10年間とする。

(雑則)

第5条 この規則で定めるもののほか、研究データの保存・開示に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月19日から施行する。